



# お知らせ

## 「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」について

県は「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、4月1日に施行しました(一部は、10月1日施行)。

この条例は、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。

### 条例の内容

・前文 共生社会を実現するためには、全ての県民が、障害を理由とする差別は障害者でない者も含めた全ての者に関係する問題であることを認識し、障害および障害者に対する理解を深め、社会全体で障害を理由とする差別の解消に取り組んでいかなければならないことを定めています。

### 県内の医療充実のために

医療の高度・専門化や高齢化に伴い、全国的に医師不足となつていきます。

本県でも地域や診療科目の偏在は解消されておらず、中核病院でも勤務医が不足するなど、地域医療の維持・確保が大きな課題となっております。

こうした背景から県では先月、県医師会と共に本県で臨床研修を始める医師を対象にした合同オリエンテーションを開催しました。

これは、若手医師に向けて、地域医療への貢献に対する意識醸成と、県内定着を図るために初めて開催したもので、多くの研修医が



県新臨床研修医合同オリエンテーション(4月7日)であいさつする大澤正明知事

### 知事コラム

このオリエンテーションを契機に、研修医の皆さんが、病院の垣根を越えて多くの仲間を作り、切磋琢磨しながら本県の医療を支えてくれることを期待しています。

・本文 基本理念、県の責務、県民および事業者の役割、県が市町村と連携協力すること、障害を理由とする差別の禁止、障害を理由とする差別に関する相談体制および事案の解決のための手続き、県障害者差別解消推進協議会の設置、共生社会を実現するための基本的施策など

・**県民の皆さんへ** 皆さん一人一人がこの問題に関心を持ち、障害などに対する理解を深め、障害を理由とする差別解消への取り組みにご協力をお願いします

※詳しくは、HPをご覧ください  
● 県庁障害政策課(☎027・226・2634)

### 児童扶養手当・特別児童扶養手当

【児童扶養手当】 次の条件に該当する子どもを監護する母子家庭などの母、監護し、かつ生計を同じくする父子家庭などの父、父母に代わり養育している養育者

・父母が離婚している  
・母が未婚である  
・父または母が死亡している  
・父または母が生死不明である  
・父または母に重い障害がある  
・父または母から1年以上遺棄されている  
・父または母が1年以上拘禁されている

・父または母がDV保護命令を受けている  
・父または母がDV保護命令を受けている

・**月額手当額** 4万2910円～1万1200円  
※第2子は1万1400円～5070円、第3子以降は1人につき6080円～30400円が加算されます  
※所得に応じて異なります

・**支給期間** 子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで  
※一定の障害がある場合は、20歳の誕生日の前日まで

【特別児童扶養手当】 心身に一定の障害がある、20歳未満の子どもを監護する父母または養育者  
※障害の程度など、詳しくはお問い合わせください

・**月額手当額**  
・1級 5万2200円  
・2級 3万4770円  
【共通事項】  
申請方法 所定の申請用紙  
● いずれの手当も、所得制限や届け出義務、資格喪失要件などがあります。詳しくはお問い合わせください  
申請用紙配布場所・● 住所地の市役所・町村役場

特定外来生物クビアカツヤカミキリの駆除にご協力ください

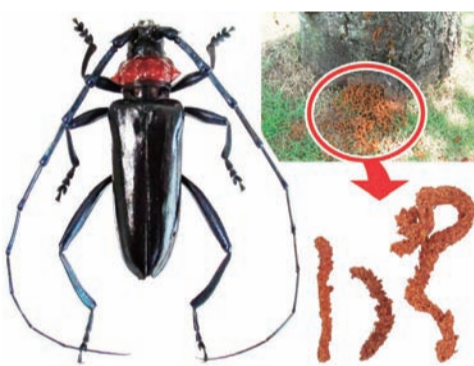
クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメなどに産卵し、幼虫が樹木の内部を食い荒らす特定外来生物です。被害を受けた木は衰弱し、枝が落ちたり木が倒れる恐れがあります。

県内では、平成27年に館林市で初めて確認され、東部地域を中心に発生地域が拡大しています。

被害の拡大防止のため、サクラからフランス(かりんとう状の木くず)が出ていることを確認した場合は、最寄りの市役所・町村役場へ連絡してください。

5月から8月は成虫も発生するため、見つけた場合は踏みつぶすなどして駆除してください。

● 県庁自然環境課(☎027・226・2872)、市役所・町村役場自然保護担当課



クビアカツヤカミキリ(原寸大)とフランス

### 環境影響評価事後調査報告書の縦覧「伊勢崎宮郷工業団地造成事業」

● 5月7日(火)～6月6日(木) 午前8時30分～午後5時15分  
● 土・日曜日、祝日  
● 県が伊勢崎市宮郷地区で実施した工業団地造成事業が完了しました。環境影響評価条例に基づき、その事業について、環境影響評価の事後調査結果をまとめた報告書を見ることが出来ます

● 縦覧場所 県庁環境政策課、県庁団地課、県中部環境事務所(前橋市上細井町)、前橋市役所(前橋市大手町)、伊勢崎市役所(伊勢崎市今泉町)、玉村町役場(玉村町下新田)  
※HPからもご覧になれます

● 県庁団地課(☎027・226・3994)

### 困り事は民生委員・児童委員にご相談ください

● 5月12日は民生委員・児童委員の日

● 民生委員・児童委員とは 厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の公務員です。県内では、4152人の民生委員・児童委員がさまざまな活動をしています

● 活動内容 一人暮らしの高齢者や障害のある人の家を定期的に訪問する「見守り活動」をしたり、相談に応じて適切な福祉サービスを紹介したりしています。

● 普段の生活での困り事や心配事がある場合、身近に高齢者など心配な人がいる場合には、民生委員・児童委員にぜひ相談してください  
※民生委員・児童委員は、法律により個人の秘密を守ることが義務付けられているので、相談内容などが漏れることはありません。民生委員・児童委員が分からない場合は、住所地の市役所・町村役場にお問い合わせください

● 住所地の市役所・町村役場、県庁健康福祉課(☎027・226・2518)

## 募集

### 「花と緑のクリーン作戦」活動団体

● 温かい地域社会の形成と美しいふるさとづくりのため、住民組織による公共施設の除草や花植えなどの自発的な活動に対して、奨励金を交付します。

● 次の全てに該当する団体  
・自治会やボランティア組織など、自主的な美化・保全を行う

● 構成員が10人以上である  
● 平成31年4月から令和2年2月末までの間に3回以上、県内で活動を行う(うち3回は、県管理の公共施設であることが必要)

● 交付額 2万円  
● 6月7日(金)閉

● 申請方法 所定の申請用紙  
● 申請用紙配布場所 ● 県土木事務所、県庁都市計画課(☎027・897・2879)  
● ※申請用紙は、HPからも入手できます



参加団体による花植えの様子

## 試験

### 県職員採用I類・II類試験および選考考査

● 第1次試験日 6月23日(日)  
● 第1次試験合格発表日 7月5日(金)  
● 第2次試験日 7月中旬～8月上旬  
● 第3次試験日  
・ I類試験…8月中旬～下旬  
・ II類試験および選考考査は実施しません

● 最終合格発表日  
・ I類試験…8月30日(金)  
・ II類試験および選考考査…8月16日(金)  
● ※獣医師だけ8月5日(月)

● 職種  
・ I類試験…事務系、技術系職種  
・ II類試験…事務系職種  
● 選考考査…薬剤師、獣医師、福祉